

平成27年2月26日

各 位

瑞浪市 総務部総務課長

公共工事の入札にかかる工事費内訳書の提出について

瑞浪市では、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴い、平成27年4月1日以降に入札を行う全ての公共工事について、入札にかかる工事費内訳書の提出を求めることとしますのでお知らせします。

記

1. 工事費内訳書の提出を求める案件

平成27年4月1日以降に入札を行う全ての公共工事案件

※再度入札については、工事費内訳書の提出は求めないものとします。

2. 工事費内訳書の様式

入札公告・入札執行通知において示す様式を使用してください。

3. 注意事項

- (1) 工事費内訳書には「工事番号」「工事名」「会社名」を明記してください。
- (2) 工事費内訳書は、入札書とともに電子入札システムにより提出してください。
紙入札方式の場合は、入札書とともに封筒に入れ、封印・封緘して提出してください。
- (3) 工事費内訳書の提出がない場合は、当該入札を無効とします。
- (4) 工事費内訳書の合計金額（税抜）と入札書の金額が一致しない場合、または工事費内訳書の内容に不備がある場合は、当該入札を無効とすることがあります。